

令和8年度徳島県災害対策本部訓練シナリオ作成業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 令和8年度徳島県災害対策本部訓練シナリオ作成業務（以下「本業務」という。）に係る事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、本業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、別表に定める委員で構成し、委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から本業務に係る委託契約が締結された日までとする。

(会議)

第4条 選定委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 選定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、同数の場合は議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として非公開とする。

(選定方法)

第5条 選定委員会における審査の方法、評価の手順及び契約候補者の決定については、別に定める審査基準によるものとする。

(責務)

第6条 委員は信義に基づき、公平かつ公正に選定を行わなければならない。

(守秘義務)

第7条 各委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、防災対策推進課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月11日から施行する。
- 2 この要綱は、委託契約が締結された日限り、効力を失う。